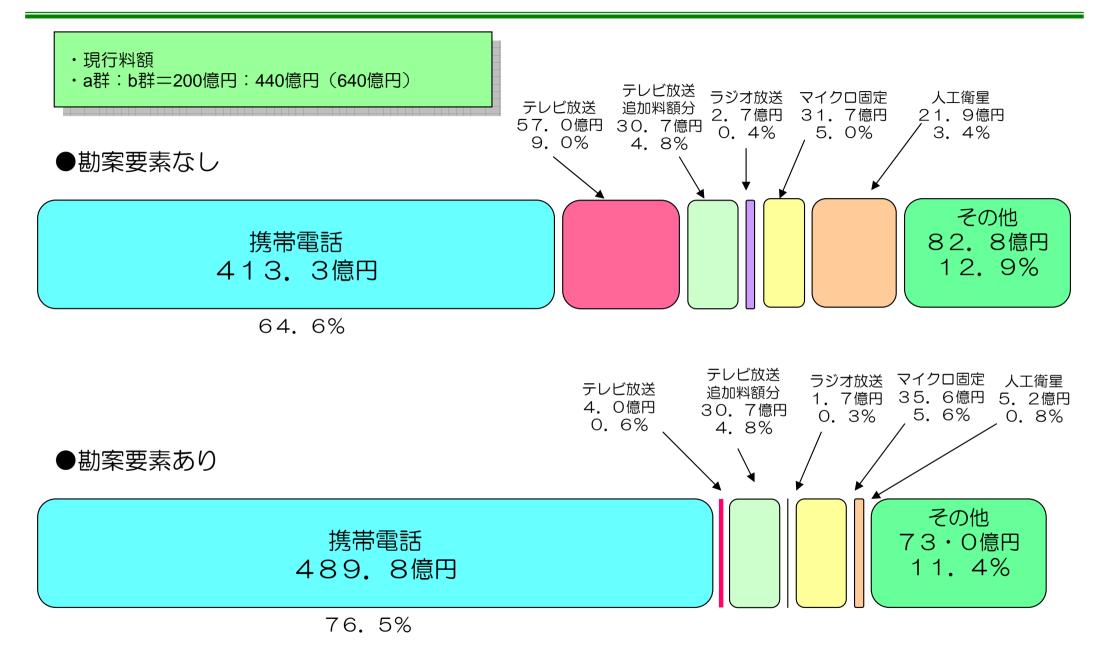


現行制度における負担(試算)



勘案要素について

① 共用型の電波利用形態

多数の免許人等が同一の周波数の共用を図ることにより国民に等しく電波利用の機会を付与する形態については、その利用形態を勘案することとして、係数を1/2として計算します。

〔適用例:簡易無線、800MHz帯映像FPU等、MCA〕

なお、PHSシステムは、参入事業者数を限定している点では通常の共用型の電波利用形態とは異なりますが、他方、同一の帯域の中で複数事業者が周波数の共用を図る点では、共用型の電波利用としての性格も有している形態として扱うこととして、係数を3/4として計算します。

〔適用例:PHS〕

② 外国の無線局等との周波数調整等を行う必要があるもの

外国の無線局等と周波数の共用を図るために調整等が必要な利用形態である点を勘案することとして、係数を1/2として 計算します。

〔適用例:人工衛星局、地球局〕

③ 国民への電波利用の普及に係る責務等

電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについては、その公共性を勘案することして、係数を1/2として計算します。

〔適用例:800MHz帯映像FPU等、ルーラル加入者無線、ラジオ局、マイクロ固定局(放送事業用)〕

④ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの

国民の生命・身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するものについては、その公共性を勘案することとして、係数を原則1/2として計算します。

〔適用例:人工衛星局、地球局、ラジオ局〕

5 非逼迫地域での使用

通常、その使用区域が海上や過疎地域等の非逼迫地域に限られる等の無線システムについては、係数を、原則1/5として計算します。

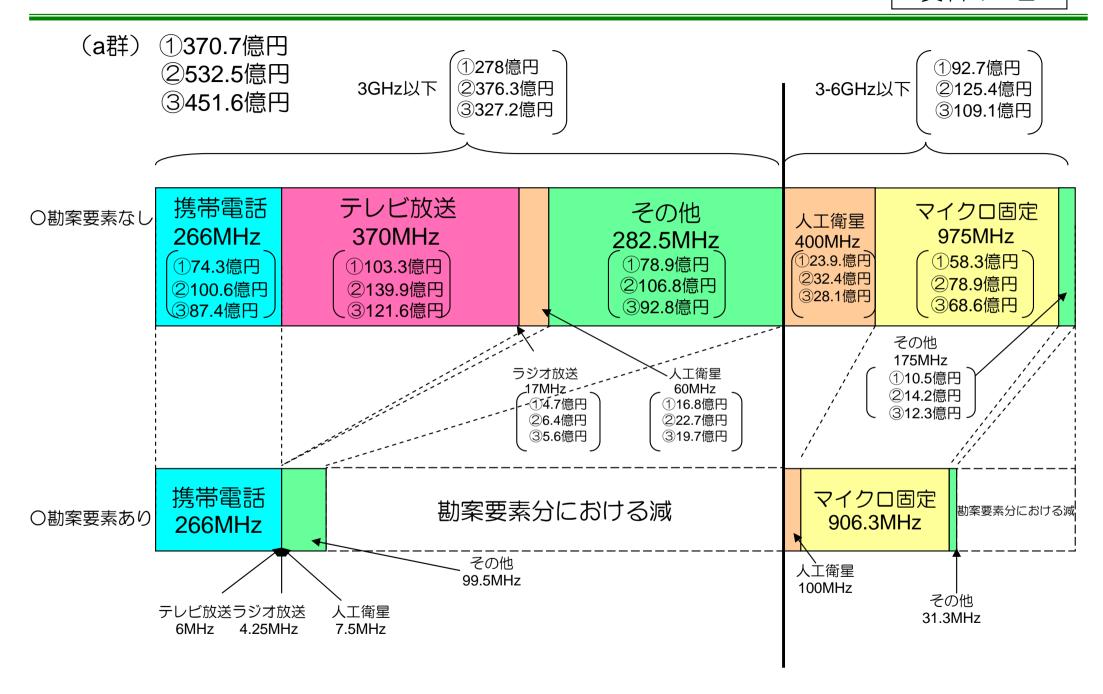
〔適用例:ルーラル加入者無線、衛星移動通信システム〕

⑥ その他 (370MHz→6MHz)

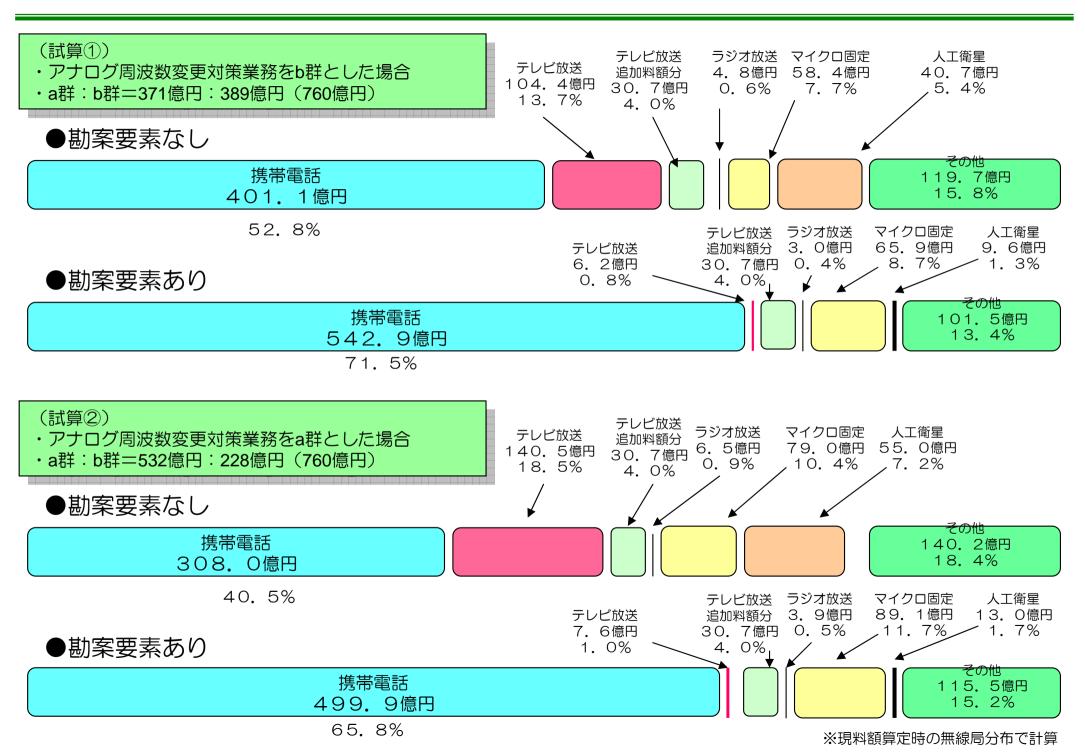
テレビジョン放送局の「a群」に係る金額については、上記③の公共性に加え、地上テレビジョン放送の円滑なデジタル化の推進等に関する政策的な必要性に配慮する必要があるほか、2003年から、新たに年間総額で約30億円の追加的な電波利用料の負担を求めているところです。そこで、2010年までの間は特例措置として、現在の負担額に適切に配慮して、おおむね現行水準程度に設定します。

勘案要素の有無による電波利用料の負担

資料4-2



現行制度における負担(試算)



現行制度における負担(試算)

